

提出時の個人事業主の本人確認について

給与支払者が個人事業主の場合は、給与支払報告書の提出時に本人確認を行います。本人確認書類の提示又は写しの添付に御協力願います。本人確認書類については次のとおりです。



※法人番号については、番号確認書類の提出は不要ですが、記載がない場合は後日問合せをさせていただくことがあります。代理人が提出する場合には、代理権の確認、代理人の身元確認も行います。

eLTAX 特徴税額通知の正本化について

富士市では、eLTAX を通じて送信する特別徴収税額決定通知・変更通知の正本化を実施しています。eLTAX で給与支払報告書を提出する際に、受取方法を以下の中から選択してください。

希望した受取方法	市民税・県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）	
	決定通知書	変更通知書
電子データのみ	電子データ（正本）を送信	電子データ（正本）を送信
書面のみ	書面を送付	書面を送付

※通知受理後、変更希望があった場合でも同じものを別媒体で再通知はすることはできません。次回通知からの変更になります。

○昨年からの変更点

令和3年度の税制改正により、令和6年度より特別徴収税額通知の電子データ（副本）が廃止されます。これまで、副本データを受け取っていた事業者の皆様におかれましては、特別徴収税額通知の受取方法は、「書面」又は「電子データ」のどちらかしか選択ができません。光ディスクの副本データも廃止になりますので御注意ください。

（電子データは、給与支払報告書を eLTAX で御提出いただいている事業者のみ選択可能です。）

⚠ 電子データの受け取りを希望する場合の注意事項

- eLTAX を介して、特別徴収税額通知の受取方法、メールアドレスの変更はできません。変更を希望する場合は、市民税課（電話 0545-55-2734 [直通]）まで御連絡ください。
- eLTAX の特別徴収税額通知受取方法登録画面で入力したメールアドレスに、特別徴収税額通知のダウンロードの際に必要な保護番号が送信されます。入力誤りのないよう御注意ください。保護番号が送信できない場合、書面のみに対応となることがあります。
- eLTAX の最新情報については、eLTAX 地方税ポータルサイト（※1）を御確認ください。

給与支払報告書の eLTAX 又は光ディスク等による提出の義務化について

平成30年度の税制改正により、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であった事業所については、eLTAX 又は光ディスク等による給与支払報告書の提出が義務付けられました。令和6年度は令和4年度の提出状況が基準となりますので御確認ください。光ディスクでの提出を希望される方は「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」の提出が必要となりますので、富士市ウェブサイト（※2）又は市民税課（電話 0545-55-2734 [直通]）まで御連絡ください。

※1 eLTAX 地方税ポータルサイト (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※2 富士市ウェブサイト (<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>)

→くらしと市政→くらし・手続→市民税→年末調整関係の提出書類